

国住指第 4293 号
平成 31 年 4 月 2 日

建物所有者・管理者関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

エレベーターの地震対策の実施について（依頼）

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪北部地震」という。）では、エレベーターの閉じ込めや運転休止が多数発生しましたが、一部では、発災後に発生した通信回線の輻輳や公共交通機関の停止、交通渋滞等の影響により、閉じ込め救出・運転復旧への対応に長時間を要しました。

特に、発生が懸念されている首都直下地震では、多数の閉じ込めや運転休止が発生するおそれがありますが、都市機能が著しく集中していることから、閉じ込め救出や運転復旧への対応に大阪北部地震を上回る長時間を要することが想定され、閉じ込めの場合には、閉じ込められた者の健康状態が著しく損なわれる可能性も考えられます。

国土交通省では、昨年 8 月 3 日に開催された社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において了承されたエレベーターの停止の早期復旧・閉じ込めの早期救出等に向けた取組みの方向（別添 1）に基づき、対策を検討しているところです。

つきましては、貴会におかれては、エレベーターの地震対策及び地震時の対応として、下記の事項について会員各社に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 建築基準法令に規定されているエレベーターの地震対策の実施

（1）現行基準への適合

エレベーターの地震対策については、過去の地震による被害等を踏まえ、エレベーターの閉じ込めや故障・損傷の抑止のための対策として次に掲げる事項が建築基準法令により義務付けられています。

①かご及び釣合おもりがガイドレールから外れることを防止する措置（建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 4 第 3 項第 3 号関係。平成 12 年 6 月 1 日より施行。具体的な構造方法を定めた告示は平成 21 年 9 月 28 日より施行。）

②ロープが滑車から外れることを防止する措置（令第 129 条の 4 第 3 項第 4 号関係。平成 12

年6月1日より施行。具体的な構造方法を定めた告示は平成21年9月28日より施行。)

- ③釣合おもりが脱落することを防止する措置 (令第129条の4第3項第5号関係。平成26年4月1日より施行。)
- ④かご及び主要な支持部分の耐震計算 (令第129条の4第3項第6号関係。平成26年4月1日より施行。)
- ⑤駆動装置・制御器が地震の震動により転倒又は移動しないようにする措置 (令第129条の8第1項関係。平成12年6月1日より施行。具体的な構造方法を定めた告示は平成21年9月28日より施行。)
- ⑥地震時管制運転装置の設置 (令第129条の10第3項第2号関係。平成21年9月28日より施行。)

これらの地震対策が義務付けられた時点で既に着工していたエレベーターは、地震対策が講じられていない場合であっても既存不適格扱いとなり違反ではありませんが、閉じ込めや故障・損傷の抑止のために、積極的な地震対策の実施をお願いいたします。なお、地震対策の実施状況を確認する方法として、定期検査の結果[※]等の活用が考えられます。

※定期検査の結果を確認する場合は、次に掲げる項目を確認してください。

- ・ 検査結果表 (別記第一号) 1(18) 駆動装置等の耐震対策
- ・ 同 2(3) 主索又は鎖
- ・ 同 2(5) 主索又は鎖及び調速機ロープの取付部
- ・ 同 2(10) 地震時等管制運転装置
- ・ 同 4(10) ガイドレール及びレールブラケット
- ・ 同 4(14) 昇降路内の耐震対策
- ・ 同 4(16) 釣合おもりの各部
- ・ 同 6(12) ピット内の耐震対策

(2) 防災拠点施設のエレベーターの地震対策

昨年、国土交通省において、定期検査報告をもとに地震対策の実施状況について緊急点検を実施した、防災拠点施設となる民間の高層建築物 (20階建て以上) のエレベーターのうち、地震対策について現行基準に適合していない項目が存在することが判明したエレベーターについては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)(別添2)の項目の一つとして、2020年度までに集中的に対策を実施することとなっています。対象となるエレベーターの所有者・管理者には、特定行政庁より指導がされることになっていますので、地震対策の実施を積極的に検討していただきますようお願いいたします。

(3) エレベーターの地震対策への補助制度の活用

国土交通省では、社会資本整備総合交付金によりエレベーターの地震対策への支援を実施しています(別添3)。建物が存する地方公共団体においてエレベータ

一の地震対策への補助制度を設けている場合は、工事費の一部について補助を受けることが可能ですので、補助制度の活用をご検討ください。

2. 防災キャビネットの設置

大阪北部地震では、閉じ込めの救出に最大5時間半を要しており、特に首都直下地震ではそれを上回る時間を要するおそれがあります。閉じ込めが発生し、救出までに長時間を要する場合、閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするためには、エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットを設置することが有効であると考えられます。

つきましては、かご内への防災キャビネットを積極的に設置していただきますようお願いいたします。なお、設置に当たっては次に掲げる事項に留意してください。

(かご全体の重量に対する通常の防災キャビネットの重量の影響は軽微であるため、最大定員や定格積載量に対する影響を考慮する必要はありません。)

- ・設置にあたり、かごの壁や床に穴をあけないこと。
- ・保安上の観点から、容易に開けることができない仕様とすること。
- ・キャビネットの中身の維持管理については、エレベーター保守事業者による保守の対象外であることが一般的であることから、原則、建物所有者・管理者において適正に維持管理を行うこと。
- ・キャビネットに係る問い合わせ先（設置メーカー等）を明示すること。
- ・車いす使用者の利用上支障にならないよう設けること。

3. 全体の早期復旧に向けた協力をお願い

大規模地震時に、運転休止したエレベーターの復旧を効率的に進めるために、エレベーター保守事業者においては、閉じ込め救出を最優先としつつ、災害弱者が利用する病院等や、災害対策本部が設置されるなど公共性の高い建物を優先的に復旧する方針としています。また、複数台のエレベーターが設置されている建物については、1棟につき1台を復旧させた後、他の建物の復旧に回る「1ビル1台復旧」を原則として対応しています。このことについては、一般社団法人日本エレベーター協会において「大規模地震発生時のエレベーター早期復旧等に関する協力をお願い」(別添4)が作成されています。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、全体の早期復旧に向けたエレベーター保守事業者の対応についてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 矢吹

代表 03-5253-8111(内線 39-576) 直通 03-5253-8951

Mail: yabuki-m2zc@mlit.go.jp

大阪府北部を震源とする地震に係る建築物 等の被害状況と今後の取組みについて

平成30年8月3日
国土交通省住宅局

3. エレベーターの被害状況・対応と 今後の取組について(審議)

エレベーターの被害状況(1/3)

1. 被害の概要

- 人的な被害は発生していない。
- (一社)日本エレベーター協会からの報告によると、2府3県※における大阪府北部を震源とする地震によるエレベーターの停止・閉じ込めの件数は下表のとおり。
- さらに詳細な被害状況については調査中。

※ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

保守台数 (A)		約122,000	
停止台数 ※ ¹ (B)		約66,000	約54% (B/A)
	うち地震時管制運転装置※ ² あり (C)	約33,000	うち約50% (C/B)
閉じ込め台数 (D)		339	約0.3% (D/A)
	うち地震時管制運転装置※ ² あり (E)	155	うち約46% (E/D)
部品の故障・損傷等台数 (F)		約800	約0.7% (F/A)

※¹ 異常なく動いているが、点検依頼があった台数を含む。

※² 地震の初期微動を検知して、自動的にかごを着床位置に停止させ、かごの戸を開放する装置

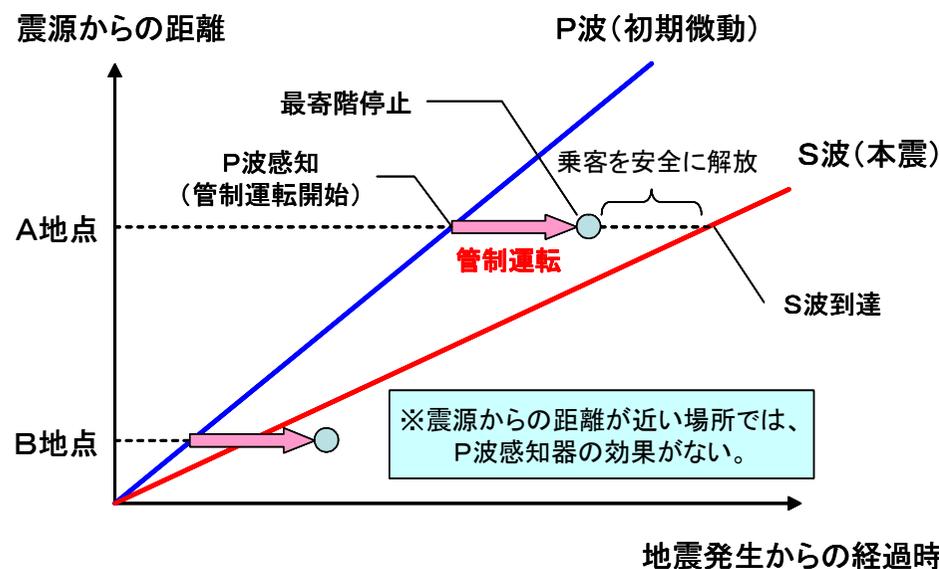
2. エレベーターの停止について

- エレベーターの停止は約66,000台発生。(日本エレベーター協会会員各社の合計)
- 原因は、強い揺れの本震を感知したことによる地震時管制運転装置の作動や停電によるものが多い。
※停電は、大阪府を中心に最大で約17万戸発生。(関西電力webサイトより)
- 停止したエレベーターについては、二次災害を防止するため、専門技術者が安全性を確認して復旧。
- 部品が破損したものや、建物が被害を受け立ち入ることのできなかつたもの等を除き、2日以内(6月20日まで)に復旧。部品が破損していたものについても4日以内(6月22日まで)に大半が復旧。

3. エレベーターの閉じ込めについて

- エレベーターの閉じ込めは339件発生。(日本エレベーター協会会員各社の合計)
- 地震時管制運転装置が設置されているにも関わらず閉じ込めが起こった原因の多くは、最寄り階着床前に本震が到来し、「ドアスイッチの開路」、「本震感知器による高ガルの揺れの感知」、「调速機の過速スイッチの作動」によって停止したことによるもの。
- 閉じ込めからの救出時間は、通報を受けてから最大約320分(渋滞等で保守員の到着が遅れたケース)、平均は約80分(約180分で約90%は解消していた)。

<地震時管制運転装置の作動原理>

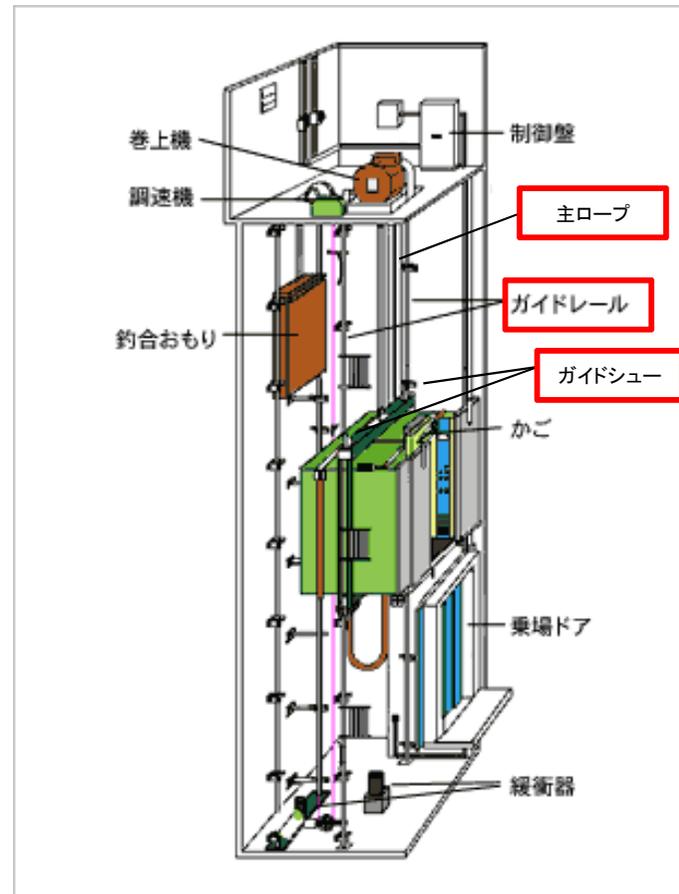


停止・閉じ込めの把握について

- エレベーター保守管理事業者によるエレベーターの停止及び閉じ込めの把握については、遠隔監視装置※により発災後速やかに把握された。(一部、地震により通信が繋がりにくい状態が発生した(NTTドコモ等のHPによる)ため、電話網(携帯電話)を活用した遠隔監視装置の通報に影響した。)
- ※エレベーター停止の大半を占める大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県における全エレベーターの約80%に設置

4. エレベーターの故障について

- エレベーターの故障は、約800台発生。(日本エレベーター協会会員各社の合計)
 - 主な故障は、ガイドレールからのガイドシュー外れ、主ロープの損傷等。
 - 地震時管制運転装置の設置や耐震措置※が行われていたエレベーターのうち、故障したエレベーターの台数(割合)については、現在調査中。
- ※主要な支持部分の構造計算の確認、釣合いおもりの脱落防止等の措置(平成25年の建築基準法施行令の改正(平成26年施行))



※(一社)日本エレベーター協会HPより

1. 閉じ込め対策

(1) 閉じ込めが起こりにくいエレベーターの普及

○閉じ込めが起こった原因を今後詳細に調査した上で、以下の取組みを実施。

取組みの方向	取組み主体
ドアスイッチや調速機の過速スイッチ等が地震の揺れにより本来作動すべきでないケースに作動しない技術の検討	・エレベーター業界
地震時管制運転装置の改良※による閉じ込めリスクの低減及び当該装置の設置済みマークの更なる普及 	・国土交通省 ・エレベーター業界

※初期微動を感知し最寄り階に着床した後、本震の到来前に運転を再開しない機構の開発 等

(2) 閉じ込めの早期救出

取組みの方向	取組み主体
各社の閉じ込め救出体制の検証及び必要に応じて体制の見直し	・エレベーター業界 (保守事業者)
救出者に危険が及ばない場合に、エレベーター保守事業者以外(消防機関や建物管理者等)でも、閉じ込め救出に事故なく対応できるよう、研修等の取組みの充実 ※消防機関向けの研修は(一社)日本エレベーター協会において実施。建物管理者等向けの講習は保守事業者各社において実施。	・エレベーター業界 (保守事業者)

1. 閉じ込め対策

(3)閉じ込められた方の安全の確保

取組みの方向	取組み主体
閉じ込められた方が、体調を崩すことなく、必要な情報を得ながら救出を待つことができるよう、防災キャビネットの設置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国・エレベーター業界(普及啓発) ・所有者・管理者(設置)

2. 停止したエレベーターの早期復旧

取組みの方向	取組み主体
各社によるエレベーターの復旧体制の検証及び必要に応じて体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター業界 (保守事業者)
エレベーターの復旧の優先順位について、さらにきめ細かく対応(地方自治体と連携し、優先して対応すべき建物用途の明確化等を検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省・地方自治体 ・エレベーター業界

3. エレベーターの故障・損傷の抑止

取組みの方向	取組み主体
平成26年4月以前※に設置されたエレベーターの耐震化の取組み促進 ※平成26年4月より、主要な支持部分の構造計算、釣合おもりの脱落防止等の耐震措置を義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 ・エレベーター業界

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

平成30年12月14日

目次

第1章 基本的な考え方	3
第2章 取り組む対策	4
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	4
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	4
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	4
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	5
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	5
(1) 電力等エネルギー供給の確保	5
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	5
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	5
(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	6
第3章 各項目の主な具体的措置	6
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	6
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	6
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	7
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	9
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	10
(1) 電力等エネルギー供給の確保	10
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	10
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	11
(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	12

第4章 対策の期間及びフォローアップ	12
第5章 対策の達成目標	12
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	12
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	12
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	13
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	14
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	14
(1) 電力等エネルギー供給の確保	14
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	14
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	15
(4) 生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保	15
第6章 対策の事業規模	16

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

第1章 基本的な考え方

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

また、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害により、ブラックアウトの発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生している。これらの教訓を踏まえ、重要インフラが、自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要であり、その対策が急務となっている。

このため、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、本対策を取りまとめた。

本対策は、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日改訂）に基づき、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮しつつ、同計画におけるプログラムの重点化・優先順位付けの考え方に従い、全45のプログラムのうち、15の重点化すべきプログラム及び同プログラムと関連が強い5のプログラムの計20プログラムに当たる施策に関して、3年間の達成目標を設定した上で取り組むこととする。

本対策の実施に当たっては、行政が効率的に実施することはもとより、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むことが重要であり、民間事業者等による事業も含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模をもって、本対策に掲げる達成目標の達成を図ることとする。

第2章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模な自然災害から生命・財産を守るための重要インフラのほか、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等による救助・救急、医療活動等に係る施設、行政機関による自然災害対応に必要な基盤施設、避難行動に必要な情報などの防災のための重要インフラ等について、大規模な自然災害時における機能維持を図るための対策を講ずる。

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災により救助・救急活動等が絶対的に不足する事態、医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶により医療機能が麻痺する事態、発災直後において政府・地方公共団体が災害対応を行うに当たって必要な官庁施設、通信インフラなどの基盤施設・設備の機能が麻痺・停止する事態等を回避する必要がある。また、劣悪な避難生活環境及び被災者の健康管理の不全により多数の死者・病死者が発生する事態を回避する必要がある。

このため、迅速に救助・救急活動等を実施するとともに、災害対応に必要な不可欠な情報通信機能等を確保するために必要な対策及び被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(3) 避難行動に必要な情報等の確保

自然災害時に活用される情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助が遅れる事態を回避する必要がある。

このため、人命を守る避難行動等に必要不可欠な情報を収集・分析・提供するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

電力をはじめとするエネルギー供給及び食料供給に係るインフラのほか、水道をはじめとするライフライン、交通インフラ、情報通信インフラ・情報サービスなど、国民経済・生活を支える重要インフラ等について、大規模な災害時における機能維持を図るための対策を講ずる。

(1) 電力等エネルギー供給の確保

電力供給ネットワーク（発電所及び送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等が長期間にわたり機能停止・低下する事態を回避する必要がある。

このため、エネルギー供給関連施設等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

食料等の安定供給が停滞する事態、エネルギー供給の停止により社会経済活動・サプライチェーンの維持に甚大な影響が発生する事態、企業の生産力低下による国際競争力の低下に至るような事態及び上水道等が長期間にわたり供給停止する事態を回避する必要がある。

このため、自然災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策及びライフラインの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止により物流・人流に甚大な影響が発生する事態及び基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラが長期間にわたり

機能停止する事態を回避する必要がある。

このため、自然災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策及び交通ネットワークの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

生活等に必要な通信インフラが麻痺・機能停止する事態を回避するほか、被災自治体等が災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、支援が遅れる事態を回避する必要がある。

このため、生活等に必要な情報通信機能・情報サービスを確保するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第3章 各項目の主な具体的措置¹

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

- ・全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策〔河道等、堤防及びダム〕²（国土交通省）
- ・中小河川緊急治水対策プロジェクト〔再度の氾濫防止対策及び土砂・流木対策〕（国土交通省）
- ・全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（国土交通省）

¹ Iの(1)から(3)まで及びIIの(1)から(4)までの項目のうちの複数の項目に該当する緊急対策は、重複計上せず、いずれか一つの項目に分類している。

² [] 書きは複数の緊急対策項目を一括して表記しているもの（以下、本章において同様）。

- ・全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の水門・^{りっこう}陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策（国土交通省）
- ・全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設における空調整備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）
- ・自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策（防衛省）
- ・ため池に関する緊急対策（農林水産省）
- ・国土強靱化緊急森林対策〔治山施設、海岸防災林、流木対策及び森林整備対策〕（農林水産省）
- ・自然公園等施設に関する緊急対策（環境省）
- ・休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策（経済産業省）
- ・指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策（環境省）
- ・地籍調査緊急対策（国土交通省）
- ・長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策（法務省）

（２）救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

- ・自衛隊施設に関する緊急対策（防衛省）
- ・自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策（防衛省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察用航空機等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察用航空機の資機材に関する緊急対策（警察庁）

- ・警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察施設の耐災害性等に関する緊急対策（警察庁）
- ・大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策（総務省）
- ・大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策（総務省）
- ・地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策（総務省）
- ・災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策（総務省）
- ・海上保安施設に関する緊急対策（国土交通省）
- ・国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・病院の耐震整備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策（文部科学省）
- ・原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策（環境省）
- ・国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・保健所の自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（法務省）
- ・矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策（法務省）
- ・熱中症予防のための緊急対策（環境省）
- ・全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策（国土交通省）
- ・自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策（総務省）
- ・災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策（総務省）
- ・法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（法務省）
- ・衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策（法務省）

- ・ 国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・ 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策（国土交通省）
- ・ 沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 固定衛星通信設備等に関する緊急対策（環境省・内閣府）
- ・ モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等〔モニタリングポストの機能維持及び放射線測定設備・資機材等の整備〕（環境省・内閣府）
- ・ 放射線防護施設等に関する緊急対策（内閣府）

（３）避難行動に必要な情報等の確保

- ・ 準天頂衛星システムに関する緊急対策（内閣府）
- ・ Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策（総務省）
- ・ 災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策（総務省）
- ・ パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策（総務省）
- ・ 高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策（総務省）
- ・ 陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・ 全国の水文観測・監視施設の緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の大河川における情報収集に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・ 土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の火山の監視カメラ等の緊急対策（国土交通省）
- ・ 気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 電子基準点網等に関する緊急対策（国土交通省）

- ・宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

（１）電力等エネルギー供給の確保

- ・電力インフラの強靱化に関する緊急対策（経済産業省）
- ・風力発電の安全確保に関する緊急対策（経済産業省）
- ・製油所・油槽所に関する緊急対策（経済産業省）
- ・燃料供給上重要な SS（サービスステーション）等に関する緊急対策（経済産業省）
- ・ガス事業用 LNG 基地等に関する緊急対策（経済産業省）
- ・高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策（経済産業省）
- ・災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策（環境省）
- ・原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策（環境省）

（２）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

- ・農業水利施設に関する緊急対策（農林水産省）
- ・卸売市場に関する緊急対策（農林水産省）
- ・畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設に関する緊急対策〔乳業施設、貯乳施設（クーラーステーション）、酪農家及び食肉処理施設〕（農林水産省）
- ・農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策（農林水産省）
- ・流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策（農林水産省）
- ・全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・全国の上水道管路に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・工業用水道に関する緊急対策（経済産業省）
- ・大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策（経済産業省）
- ・国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策（文部科学省）
- ・国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策（文部科学省）
- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策（環境省）

- ・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策（環境省）
- ・災害に強いリサイクル設備（省 CO₂型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策（環境省）
- ・全国の浄化槽に関する緊急対策（環境省）
- ・浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策（環境省）
- ・JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する緊急対策（環境省）
- ・PCB 早期処理のための緊急対策（環境省）

（3）陸海空の交通ネットワークの確保

- ・航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策〔基本施設、無線施設等、ターミナルビル、空港 BCP 及び航空路施設〕（国土交通省）
- ・全国の航路標識に関する緊急対策〔電源設備、海水浸入防止対策等〕（国土交通省）
- ・信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策（警察庁）
- ・道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）（国土交通省）
- ・道路の排水施設等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路における越波・津波に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の踏切道に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路における無停電設備等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策（国土交通省）
- ・市街地における電柱に関する緊急対策（国土交通省）
- ・緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策（国土交通省）
- ・豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策（国土交通省）
- ・豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策（国土交通省）
- ・地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策（国土交通省）
- ・大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の主要な港湾のターミナルに関する緊急対策〔外貿コンテナターミナル、内貿ユニットロードターミナル、クルーズターミナル及び緊急物資輸送ターミナル〕（国土交通省）
- ・全国の主要な臨港道路に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の主要な防波堤に関する緊急対策（国土交通省）
- ・海岸漂着物等に関する緊急対策（環境省）

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

- ・携帯電話基地局に関する緊急対策（総務省）
- ・地上基幹放送設備に関する緊急対策（総務省）
- ・ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策（総務省）
- ・新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策（国土交通省）

第4章 対策の期間及びフォローアップ

本対策の期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間とする。

本対策の期間中から進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとする。

第5章 対策の達成目標

重要インフラの緊急点検の結果及びそれ以前のため池、ブロック塀等の点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策について、前章において示した対策期間において実施し、以下のとおり達成目標の達成を図る。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

- ・堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じるおそれのある区間において、堤防強化対策等を概成
- ・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性をおおむね解消
- ・人命を守るため、ダム^{りっこう}の洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成
- ・予備発電機のない水門、陸閘等（海岸保全施設）のうち早期に対策が必要な施設の対策を完了
- ・ゼロメートル地帯又は重要な背後地を抱え、海岸堤防高や消波機能等が不足する箇所のうち緊急性の高い箇所において、高潮や津波による浸水を防止する対策を概成
- ・土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所

- のうち緊急性の高い箇所において、インフラ・ラインラインの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策をおおむね完了
- ・緊急性の高い火山において、火山噴火による人命への著しい被害を防止するブロック備蓄及び砂防堰堤の整備等の対策をおおむね完了
 - ・屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性、劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を全て改善
 - ・ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約 7,000 か所の対策を全て完了
 - ・自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等の倒壊の危険性を解消
 - ・下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な約 1,000 か所の防災重点ため池において、機能や安全性を確保するための対策を概成等

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

- ・災害発生時における自衛隊施設の機能維持・強化、電力供給能力の向上及び防災関係資機材等の整備
- ・老朽化した警察用航空機 4 機、警察用船舶 3 機及び警察用車両約 3,800 台を更新整備
- ・全 47 都道府県警察及び各地方機関において、警察情報通信設備・機器のシステムや資機材を更新・増強
- ・大規模風水害等に対応した緊急消防援助隊の車両・資機材を整備し、災害対応力を向上
- ・ヘリコプター動態管理システムを未整備地域へ新規配備し、消防・防災ヘリコプターの安全性を向上、航空消防防災体制を充実強化
- ・海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了
- ・洪水による浸水などの災害発生後の医療継続に重大な支障のある国立大学附属病院等において、医療継続を可能とするために、浸水対策等をおおむね完了
- ・災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、停電時に病院の診療機能を 3 日程度維持できる非常用自家発電設備及び給水設備の整備を完了
- ・病院全体の耐震化率を 80%以上に引上げ
- ・官邸、緊急時対応センター（ERC）等において、固定衛星通信設備等を全て更新、全ての緊急事態応急対策拠点施設（OFC）において、自然災害時の OFC 機能を維持等

(3) 避難行動に必要な情報等の確保

- ・準天頂衛星システム 5-7 号機の開発の効率的な加速化を実現し、災害時に確実に通信できる体制を構築
- ・防災行政無線等の戸別受信機の未配備団体 250 市町村程度において、対策を全て完了
- ・浸水や停電により、連続的な観測ができなくなる重要な水文観測所を解消、連続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等を解消
- ・想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの概成
- ・ダム下流域の浸水想定図の作成を完了、警報設備の改良等による住民への周知体制の確立を完了
- ・土砂災害へのソフト対策について、土砂災害警戒区域の基礎調査を早期に全箇所完了、土砂災害のおそれが高い市町村における土砂災害ハザードマップの作成を完了、土砂災害発生のおそれのある地区を的確に絞り込んだメッシュ情報を提供
- ・全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率 100%、液状化ハザードマップの作成・公表率 100%

等

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(1) 電力等エネルギー供給の確保

- ・エネルギー需給構造の強靱化のため、約 55 万 kW 分の分散型電源等を導入
- ・各地域で災害時にも平時と同程度の燃料の出荷能力を維持するため、非常用発電設備未設置の油槽所や燃料供給の要となる製油所・油槽所において、非常用発電設備を整備・増強
- ・停電発生時の燃料需要に対し、十分な燃料供給体制を確保するため、自家発電設備を備えた SS 等を全国約 8,000 か所整備、停電発生時の燃料供給要請に対し、機動的に対応できる体制を確保するため、緊急配送用ローリーを全国約 6,700 台配備

等

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

- ・非常時に農業水利施設の機能を喪失するおそれなどがあり、早急に対策が必要な約 1,000 地区において、機能を確保するための対策を概成
- ・全国 10 のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100%

- ・停電、土砂災害及び浸水災害により大規模な断水を引き起こすおそれが高い、基幹となる取・浄水場において、停電対策、土砂災害対策及び浸水災害対策を概成
- ・大規模地震や浸水等の大規模災害時においても、工業用水道の安定的な供給を確保するため、緊急対策が必要な全ての工業用水道施設において、浸水対策、電源喪失防止対策及び耐震化対策を大幅に進捗等

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

- ・航空輸送上重要な空港等 16 空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される箇所の護岸嵩上げ・排水機能強化による対策を実施、滑走路 2,500 m以上の耐震性をおおむね確保
- ・航空輸送上重要な空港等 16 空港において、特に浸水の可能性が懸念されるターミナルビルの電源設備等の浸水対策をおおむね完了、ターミナルビルの吊り天井の安全対策をおおむね完了
- ・幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスクのある箇所で、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所について対策をおおむね完了
- ・幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁のうち、今後 30 年間に震度 6 以上の揺れに見舞われる確率が 26%以上の地域にあり、事業実施環境が整った箇所について、耐震対策をおおむね完了
- ・電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路において、災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った箇所について工事着手
- ・利用者数が多い線区等において、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について対策をおおむね完了
- ・利用者数が多い線区等において、豪雨により崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面について対策をおおむね完了
- ・全国の主要な外貿コンテナターミナルのうち、浸水被害リスクが高くコンテナ流出対策が実施されていない施設のなかで、事業実施環境が整った箇所について対策をおおむね完了、各種災害に対する港湾 BCP の充実化が必要な港湾において港湾 BCP の充実化を完了
- ・全国の主要な緊急物資輸送ターミナルのうち、地震時の緊急物資輸送に十分対応できないおそれがあり、事業実施環境が整った箇所について対策をおおむね完了、各種災害に対する港湾 BCP の充実化が必要な港湾において港湾 BCP の充実化を完了

等

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

- ・携帯電話基地局について、通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業の改善等により、迅速な応急復旧のための体制を構築するほか、車載型基地局等の増設により、2018年度（平成30年度）と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持
 - ・災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトやSNS等を通じて、鉄道の運行情報等を入手できる環境を確保するため、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービス環境を整備
- 等

第6章 対策の事業規模

前章において示した本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模は、おおむね7兆円程度を目途としており、次頁別表のとおりである。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び2020年度（平成32年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

別表. 本対策の事業規模

(事業規模の目途)

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.6 兆円程度
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね 3.0 兆円程度
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	おおむね 0.4 兆円程度
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	おおむね 0.2 兆円程度
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.4 兆円程度
(1) 電力等エネルギー供給の確保	おおむね 0.3 兆円程度
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね 1.0 兆円程度
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね 2.0 兆円程度
(4) 生活に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね 0.02 兆円程度

合 計

おおむね 7 兆円程度

(注1) (注2) (注3) (注4)

- (注1) うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね 0.6 兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね 0.3 兆円程度と想定している。
- (注2) 平成 30 年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模 0.3 兆円を含む。
- (注3) 平成 30 年 12 月時点において本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模の目途を示したものであり、各対策の実施段階における諸調整の結果等により、変動する場合がある。
- (注4) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

1. 事業対象

既設のエレベーターについて行う、次に掲げる改修工事

- ①地震時管制運転装置の設置(令第129条の10第3項第2号関係)
- ②主要機器の耐震補強措置(令第129条の4第3項第3号・第4号、令第129条の7第5号、
令第129条の8第1項関係)
- ③戸開走行保護装置の設置(令第129条の10第3項第1号関係)
- ④釣合おもりの脱落防止措置(令第129条の4第3項第5号関係)
- ⑤主要な支持部分の耐震化(令第129条の4第3項第6号関係)

2. 事業要件

エリア

3大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域※1

※1: 耐震改修促進計画等において本事業を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する地域

建築物

・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第16項に規定する特定建築物※2であること。

※2: 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物

・ 延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所は500㎡)以上 かつ 原則として3階以上であること。

・ エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。

・ 構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

安全性

事業の結果、改修の内容について、安全な構造となること(改修を行った項目について既存不適合が解消されること)。

3. 国費の交付額

①地方公共団体による直轄事業の場合

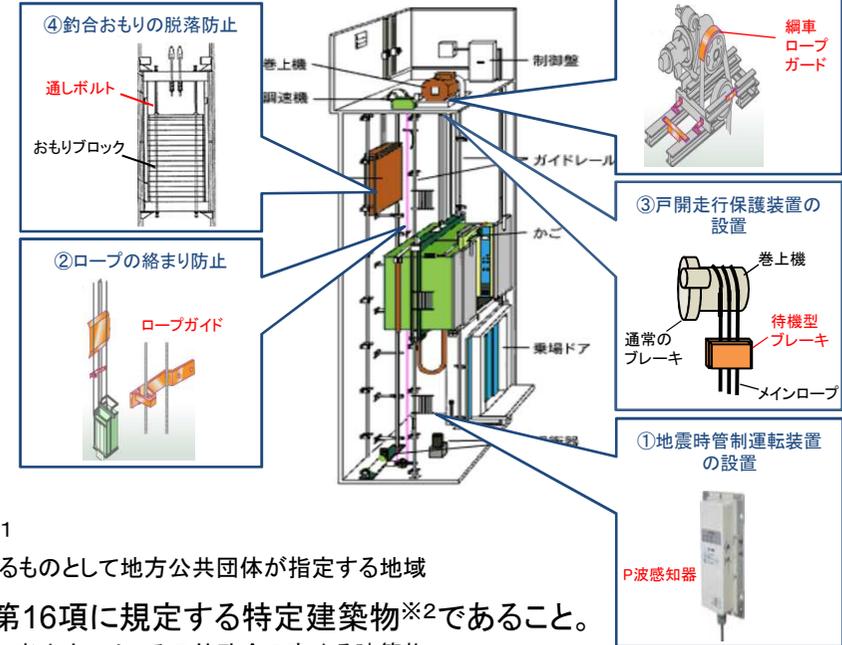
防災対策改修に係る工事費(611万円を限度)に11.5%※3を乗じた額

②民間事業者等に対する補助事業の場合

防災対策改修に係る工事費(611万円を限度)に11.5%※3を乗じた額 又は 地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額

※3: 病院、高齢者・障害者施設、防災拠点施設に設置されたエレベーターについては3分の1(2022年3月31日まで)

<防災対策改修の例>



所有者・管理者様へ

大規模地震発生時のエレベーター早期復旧等に関するご協力をお願い

大規模な地震が発生した場合は、交通機関、通信回線などの混乱により、停止したエレベーターの復旧に大幅な時間が掛ることが予測されます。

エレベーターを早期に復旧し、建物の機能をより早く回復するためにも、建物の所有者・管理者様には、次の事項に関するご理解とご協力をお願い申し上げます。

(ご理解をお願いする事項)

エレベーター復旧の優先順位について

エレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物、災害弱者の利用する建物等に配慮し、下表の復旧優先順を原則としております。

また、大規模地震等においては、複数の建物での閉じ込めが想定され、閉じ込め救出を最優先で対応することから、停止しているエレベーターの復旧は、閉じ込め救出後となる場合もあります。予めのご理解をお願いいたします。

優先順位	対応内容	建物種別	理由等
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	閉じ込め救出を最優先
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、弱者が利用する建物	けが人等の対応が急増する建物
3		公共性の高い建物	各行政から災害対策本部等に指定される建物
4		高層住宅(地上高さ概ね60m以上)	一般の建物と比較し、生活に大きな支障の起こる可能性が高い建物
5		一般の建物	

「1ビル1台の復旧」について

複数台のエレベーターが設置されている大規模建物（ビル）におきましては、1ビルに対し1台の復旧とし、より多くの建物のエレベーターの復旧を優先させていただく場合があります。

予めのご理解をお願いいたします。

(ご協力をお願いする事項)

余震が落ち着くまではエレベーターの運行を休止してください。



大規模地震が発生した直後では、本震の後に高い確率で余震が発生します。

余震による閉じ込めの発生、エレベーターの被害拡大を防止するため、地震発生後は直ちにエレベーター運転休止の処置を行い、エレベーターの運行を控えてください。

エレベーター復旧のご依頼は、余震が落ち着いてからご連絡願います。



閉じ込め等の緊急を要する場合を除いて、停止したエレベーターの復旧のご依頼は、地震発生後一定時間をおいてからご連絡願います。

大規模地震においては、エレベーター復旧のご依頼が集中するため、ご連絡をいただいても、保守会社に連絡がつかない、連絡がついても技術員の到着まで時間を要することが想定されます。

ご理解の上、技術員の到着をお待ち願います。

また、同一の建物から複数のご連絡をいただくことがあります。保守会社に連絡をした後は、エレベーターの乗場付近に「復旧要請連絡済み」の貼紙をするなどのご協力をお願いします。

以上